

〔紹介〕

R・ペウンド

アメリカ法の百年

村井衡平

アメリカの生んだ偉大な法社会学者ロスコー・ペウンド(ROSCOE POUND)は、一九六四年七月一日に九十四才の天寿を全うして永眠した。彼はネブラスカ州最高裁判所の上訴委員(一九〇一—一九〇三)、ネブラスカ大学法学部長(一九〇三—一九〇七)、ノースウェスタン大学教授(一九〇七—一九〇九)、シカゴ大学教授(一九〇九—一九一〇)を経て、ハーバード大学のロー・スクール教授(一九一〇—一九四七)の職にあり、その間、学長(一九一五—一九三七)をも務めた。法理学の教授として世界的な名声を博し、その学説の影

響はわが国にも広く深く及んでいることは、ここで改めて強調するまでもない。一九四二年に刊行された彼の著作目録は、それだけで一九三頁の立派な本になったといわれ、わが国に紹介されたものとしても、「英米法の精神」、「法律史観」、「法と道徳」、「法の将来」、「法の任務」、「社会学的法学」、「経験と理性による法の発見」等々、枚挙に暇がない。

さて、ここで紹介する彼の論文は、一九三七年にニューヨーク大学が法学部(School of Law)の設立百周年を記念して刊行した、「法——一世紀の間の発展(Law-A Century of

アメリカ法の百年(村井)

(八一) 八一

Progress, 1835-1935」との書名で「三巻から成る論文集の第一巻に八頁から一六頁にわたって掲載されてゐる。題して「アメリカ法の百年 (A Hundred years of American Law)」といふ。この論文は、あたかも彼がハーバード大学学長の職を退いた直後に執筆されたもののように、時期的には、「法律の将来」を書いたのと同じ年に属している。彼はこの小稿で、一九三七年という時点に立ち、アメリカ法の過去一世紀の間の発展を、法律家・弁護士・裁判官・法学教育・法の形式、等々の主題について概観し、さらにこの一世紀を三つの時期——創設的な時期、組織化の時期、新生面の時期——に分け、それぞれについて、彼独特の多元的・行動主義的・機能的な法理論を巧みに用いて整理し、未来への展望の足がかりとしている。ここにこの小稿の全訳を紹介しよう。

○ ○ ○
わが国のある州では、六十年以前に、制定法は一樣に次のような言葉で作成されたといわれる。「だれでも、一人または数人で、当州の公道またはハイ・ウェーの中で、それに沿つて、またはそれに向つて、装填した火器を発射することは、ある有害もしくは危険な動物を殺す目的であるとき、または公務員が彼の義務を遂行する範囲内であるときは別として、

違法なものとする旨を制定すべきである。なるほど、これは一個の法律 (a law) であった。だが、それにもかかわらず、たしかに、これをそのまま読むかぎり、法 (law) ではなく、た。反対に、それを素材として法を作るためには、法の力を借りることが必要とされた。なぜならば、法というものは、単なる個々の法律 (laws) の集合ではなく、それ以上のものだからである。ある意味で個々の法律は、法を構成する生き) の素材にすぎない。個々の法律に生命を与えるのが法である。法は、正義を行う手段としての個々の法律の目的を効果的なものにする。法は個々の法律を発展させ、立法者が忘れていたか、または正しく認識しなかつたような状態に適合させるのである。立法者が彼の目的を正確に遂行しない場合、個々の法律を、それがもつ理由と精神の範囲内に制約することになる。立法者が彼の目的を完全に遂行しない場合、法は、立法者の計画の中に生じたギャップを補充する。それゆえ、われわれが法について語るとき、われわれは、法律よりも一層重要であり、かつ一層永続性のある、何かについて語つているのである。

われわれは、右に述べたような意味で、法という言葉を使つたり、法律を統合したより以上のものとして、法を考えた

りするけれども、それでもやはり、法律家なくして法はない
というのが眞実である。法—発達した政治的・社会の内部でわ
れわれが知っている—というものは、法律家から始まる。取
引行為に関する伝統、訴訟原因の確定、論争にまき込まれた
当事者に対する助言が世俗的な事項となり、専門化した法律
家の手に移るとき、法がそのはたらきを開始する。ローマに
おいて、伝統的な訴訟の形式に関する秘密が暴露されたとき
に、転機がやってきた。そして、しばらくののち、最初の平
民出身の皇帝ボンティフエクス・マキシムス帝は、公然と、
学生がそこに出席し、ノートをとることができるように、諮詢
問をはじめるのである。ローマ法が教会の法とライバルにな
り、やがて聖職によるコントロールから脱け出したとき、近
代法が始まったのである。イギリス法制史において、国王裁
判所の至上性—それがわれわれにコモン・ローを与えた—は、
クラーレンドン法にその起源を有しているといってよからう。
同法は、教会裁判所の管轄権をはつきりと狭く限定した。同
様に、植民時代のアメリカ、とくにニューイングランドに
おいて、法の歴史は、厳然とした立法権をもつ裁判官の制度
が、主として僧侶および軍人たる知事によって遂行されたの
ち、司法が専門的な法律家の手によつて開始されたとき、始

まるのである。法による正義は、法律家たる弁護士の助けを
うけて、法律家たる裁判官によって行使されるのである。

英語を話す世界において、人は、法律家たる裁判官の法に
対する関係をとくに主張しなければならない。なぜならば、
コモン・ロー—これは英語を話す世界の法である—は、裁判
官が作る法であつて、教師とか著者が作る法ではない。その
形式は、記録に残された裁判所の経験である。コモン・ロー
を告げるのは裁判官である。コモン・ローの偉大な名声は、
裁判官の名声であつて、教師のそれではない。コモン・ロー
の技術は、過去の判決の中に判決の理由を発見するという法
律家の技術であつて、学問的な註釈とか、書き物にされたテ
キストの中に判決理由を発見するという教師の技術ではない。
かくて、われわれは、法律家というものをはなれて、法を
適切に考えることはできないし、裁判官をはなれて英米法を
考えることもできない。百年以前のアメリカ法を理解するた
めには、われわれは、一八三五年当時のアメリカの法律家、
アメリカの裁判所および裁判官について考えてみる必要があ
る。

一八三五年、法律家を非職業的なものにしようとする運動
—この運動の悪い効果は、今日でははつきりしているけれど

も一は、勢を得て、十九世紀の終り頃まで、その運動が活潑に行われた。アメリカ独立戦争の当時、専門的な法律家が数を増しはじめた。独立戦争後、反動がはじまり、やがて、十九世紀後半に達成されたものを元に戻し、百年の間、われわれがそれに向つてスタートを切つたのと全く反対の方向に、われわれを運んでいったのである。十八世紀の最後の三分の一の間、植民時代当初には強力であった法律家への偏見は、大部分なくなってしまった。独立宣言に署名した五十六人のうち、二十五人は法律家であった。憲法会議の五十五人のメンバーのうち、三十一人が法律家であり、そのうち五人は、イギリスで法律を学んだ人であった。しかし、これらの人々は、ほとんどすべて、植民制度のもとで弁護士になつた世代を代表していた。不幸にも、年令がより高く、より力のある法律家たちは、王党員であり、国をはなれているか、仕事を中止していた。かくて、独立戦争の結果の一つとして、法律業務は主として、一段と低いタイプで、能力および学問の程度の劣つた法律家の手に委ねられた。法律文化に関する二、三のセンターを除けば、法律家の大部分は、多くの痛ましい感情は具えているが、法に関する知識はほとんどない、革命的な軍隊からやつてきた。アレキサンダー・ハミルトンは、

弁護士になる準備として三ヵ月の読書をした。才能にめぐまれなかつた彼の同年代の人々——裁判官の面前に、同じように性急な準備しかできずによつてきた——は、コモン・ロー法廷の伝統を維持する準備もなかつたし、そうする気持も有していないなかつた。

独立戦争後、おく深く、かつ広くゆきわたつた不況の時期がやつてきた。商取引は、戦争によつて完全にかき乱された。港は閉され、イギリス航海条令および禁止的な関税は、財貨の源泉たる西インド諸島との貿易を絶ち切つてしまつた。莫大な公的負債のため、破壊的な課税が必要とされた。財産家は、財産のある貧者であった。企業家は、負債によつて圧迫をうけた。連邦政府は、兵隊たちに莫大な負債をかかえ、政府発行の紙幣は無価値であつた。王党員たちは、平和条約の条項のもとで財産の返還を要求し、イギリスの債権者たちは債務の返済を求めたが、恐らく没収立法(Confiscatory legislation)によつて絶ち切られた。主たる法律事務は、負債を徴収することであつた。そして、法律家の大多数は負債徴収者であり、一決して、最も高級なタイプの職業ではなかつた。さらに、当時は負債のために投獄され、厳格な受戻権喪失(foreclosure)が行われるのがつねであつた。戦争中に

累積され、かつ停止されていたすべての請求権および負債は、履行を求められつた。法律家は、相対的に人数が少なく、裁判所において仕事を独占していた。それゆえ、ほかの誰もが怠けている間でも、彼等は多忙であり、しかも彼等は予約弁護料なしでは何事もしなかつたため、彼等のみが金をもうけていた。すべての若者は、法律家になろうと考えていた。

法律家に対する社会の反感が強くなり、立法部のスチーム・ローーーが実際に活動するようになると要求された。例のように、その破壊的な過程の中で、それは善も悪も、くづがえした。十八世紀に達成された最善のもの多くは失われてしまい、どちらかといえば、わづかの良きもの(good)が、その地位を保ったにすぎない。この一世紀の間、法および法律家は、このような不況の中の悪い影響のもとで、その仕事をしたのである。

独立戦争後の政治的な諸条件もまた、同じように悪い影響を及ぼした。法律家は一般に保守的であり、最良の法律家の多くは、王党員であった。その結果、すべての法律家は、煽動的な攻撃の対象となり、教育・訓練または品性さえも考慮することなく、高等な職業(the profession)につく道をすべてのことなげに近づくまで通用した——がはつきりと確立された。

ての人々に開放するという、きわめて有害な立法がなされた。社会的な諸条件もまた、その役をつとめた。高等な職業という考え方には、ジエファーソン時代と相容れなかつた。すべての職業は同じ資格にあるべきで、しかも商取引、つまり金もうけの職業という立場に立つべきだと感情が強かつた。一つの職業を、それが高等な職業であるとして権威づけ、かつそのための資格を定め、それに近づくのを制限することは、非民主的であり、非アメリカ的であると考えられていた。より新しい開拓者の諸州では、このような感情は、専門家を信頼せず、融通のきくことに信頼をおく開拓者によつて、さらには強められた。かかる民主主義に関するまちがつた考え方がある組織された・尊敬すべき自治職業に関するコモン・ローの考え方を、一般的に拒絶するにいたつた。

地理的な諸条件および旅行に関する諸条件は、地方分権と、地方的な法曹界を伴つた地方的な裁判所の体系を要求した。その特徴として、これら分離された構成単位は、相互間に協力という考え方には存在せず、有名無実な組織も同然であつた。一八三五年頃、職業団体、弁護士となるための訓練および許可、そして職務上の規律に関する政策——これらは十九世紀の終り頃に近づくまで通用した——がはつきりと確立された。

弁護士と同じく裁判官も、独立戦争後の経済的な不況および十九世紀当初における民主主義の上昇によって、影響を蒙つた。ニューヨークにおいて、一八四七年にいたるまで、最終的な上訴管轄権は上院にあった。ニュージャージーにおいて、素人が最終上訴裁判所で訴訟を審理すべく、特別に任命された。ベンシルバニアでは、素人たる裁判官が、法律家たる裁判官とともに席を占めた。ニューハンブリッシャーでは、独立後、上訴裁判所の三人の裁判官のうち、一人は神学者であり、他の一人は医師であった。一八一九年から一八二六年にいたるまで、ロードアイランドの首席裁判官は農夫であり、一八一四年から一八一八年まで、鍛冶屋が上訴裁判所の裁判官であった。しかし、コモン・ローの伝統は、強力かつ執拗であり、選挙による裁判官という考え方が十九世紀の中頃に國中に広がったのちでさえも、有能な法律家が裁判所に席を占めていた。さらに加えて、弁護士となるための許可に関する政策は、たとえそれが徐々に、訓練の足らない不適任な人を増しはしても、少なくとも、良く訓練され、充分に適任な人を排除するようなことはなかった。賢明な指導者のもとで勤勉な読書をする伝統が維持された。偉大な能力を具えた法律家たちが、後から後から続いて、われわれの裁判所の歴史

にとって、つねに栄光である裁判官の面前で、仕事を遂行した。地方分権化され、非専門化された職業、そして政争にならざる裁判所といふ悪い影響は、十九世紀の最後の三分の一の時期に大都会が生じるまでは、感じられなかつた。一世紀以前の裁判官についていえば、ジエームス・ケントはすでに職を退いてから十年を経ていた。しかし、リューベン・ハイド・ワルウォースは、ニューヨークの大法官であり、サムエル・ネルソン、グリーン・シー・ブロンソンおよびイセイク・コーウェンは、ニューヨークの控訴裁判所に席を占めていた。ワシントンではジョン・マーシャルが連邦の首席裁判官であり、ジョセフ・ストーリーは彼と並んでいた。州の裁判所についてみれば、ショーがマサチューセッツの首席裁判官であり、ギイブリンはベンシルバニアの首席裁判官、ラ斐インはノースカラライナの首席裁判官、フランソワ・ザビア・マーチンはルイジアナの裁判所にいた。アイザック・ブラッドフォードはインディアナの裁判所にいた。ルーサー・マーチン、ウイリアム・ピンクニーおよびウイリアム・ライトは、すでに死亡していた。しかし、ジェレミア・マーソン、ダニエル・ウェブスター、リューフス・チャートそしてリバーディ・ジョンソンは、弁護士の職にあり、南北戦争

後に指導的な役割を果した多数の人々が輩出しつつあった。

法学教育についていえば、リッチフィールド・ロー・スクールが丁度、終りを告げた。同校は、ほとんど十九世紀の終り近くまで一般的であった教育方法によつて、初学者の訓練を行つた。五十五年間の存続の間に、千名の弁護士を養成したが、彼等は全国に散らばつていき、独立戦争の終り頃の弁護士の健全な伝統を存続させるのに、大きな役割を果した。しかし、新らしいタイプの学校が発生してきた。ストーリーは、ハーバード・ロー・スクールで六年間校長をしていたが、その間 Commentaries on the Conflict of Laws, Commentaries on Bailments, Commentaries on the Constitution of the United States 等の書物をあらわし、また彼の Commentaries on Equity Jurisprudence は、一年ほど前に出版された。グリーン・リーフ、ペーソン、ワッソン等によるロー・スクールが最終的に創立された。ケントがコロンビアで教えていたが、それは十年ほど前のことであった。しかし、彼の Commentaries on American Law の最終巻—これは同校での教授の収穫である—が出版されてから、わざか五年しか経ていなかつた。そして、ドワイトが教える学校は、すでに創立されていた。エール・ロー・スクールは、十年前に創設されていた。バージニア大学は、ほとんど十年近く、ロー・スクールを經營しており、同校では、ウイスおよびタッカーの伝統が伝えられ、またこれがもとで、マイナーの授業が行われることになった。ストリーの弟子であるティモシー・ワーカーは、西部における法学の発展に寄与する目的で、シンシナティにロー・スクールを設立した。

の政治的諸条件は、イギリス法に対する一般的な不信感を生じさせ、これは十九世紀初頭のジエファーソン流の民主主義の勃興によつて、さらに永びいた。フランスは一八〇四年に民法典を制定した。強力かつ有力な政党は、熱心にフランスに傾倒し、あらゆる事柄がフランス風であった。十九世紀の二十年代において、われわれは、グレート・ブリテンとの二度目の戦争状態にあった。コモン・ローにとつて、それがイギリスに起源をもつてゐるとの憎悪から逃れるのは、容易なことではなかつた。素人の間では、アメリカの法典は、コモン・ローとか過去の法を考慮することなく、純粹な理性をはたらかせて作り上げるべきであるとの議論が多くみられた。

しかし、一八四〇年代に入ると、コモン・ローが優勢となり、アメリカ法は、十九世紀を特色づける成熟の時代に入つていた。衡平法は、エルドン、ケントおよびストーリーの諸著作によつて、具体化されていった。商事法は、ここでも主として、ケントおよびストーリーにより、われわれの法の中に吸収され、挿入された。新世界の法としてのコモン・ローのリストメントは、イギリス法には先例のない、教科書の著者が次々に仕事を引き継ぐことによつて開始され、もう一度、ケントおよびストーリーの労作の助けを借りることになる。

イギリス型でないのはもとより、大陸型でもない学究的職業学校としてのアメリカのロー・スクール独特のタイプが発生した。アメリカ法の古典時代は、その頂点に達したか、その近くまで達していたといつてよからう。

百年の経過を振り返つてみると、アメリカの法律家の物語は、便宜上、二つの時代に分けることができる。一つは、一八三五年から一九〇〇年まで、もう一つは、一九〇〇年から一九三五年までである。

一九三五年頃まで、独立戦争以前に生長したか、植民地の方針をモデルとした古い組織体系は、一般的に衰微し、または放棄された。長年の間存在していたかかる古い組織体系は、一年に一度行われる再会で、ときにはある有名な法律家の演説が行われるとか、いくらか重大なスキヤンダルが生じた際に、一般的な職業上の利害関係以上の事柄について、決議案を可決するという社会的な性格を具えていた。それらは地方的な団体であり、ときには一時的に活動することはあっても、多かれ少なかれ、冬眠状態にあり勝ちであった。全体として、われわれの州法曹協会の現在の組織体系および州法曹協会の連合体は、一八七八年に設立されたアメリカ法曹協会の活動のあとを追い、それによつて成長したのである。数において

も、影響においても、州法曹協会が本当に生長したのは、今世紀に入ってからのことである。統一州法の制定を促進し、弁護士資格を付与する条件を改善し、職務倫理規範を制定し、さらに職務上の懲戒を実施するという有益な業績は、一九〇〇年以来、行わってきた。

多分、一八九〇年という年は、弁護士資格の付与と監督の標準に関して、どん底に位していたと思われる。その頃までには、中央に集中された資格付与は、四十八州のうち、唯の十六州にしか行われておらず、しかも、これらの州でも、理論上そうであるというにすぎない。十六州のうち、少くとも半分の州では、資格付与は、現実の執行において、地方分権化されており、残りの半分で、最高裁判所が資格付与に関する監督を地方の法曹協会、地方の裁判所または地方の委員会に自発的に委託することによって、その機能を放棄していた。弁護士の職務を行なうについての資格付与に関する良い組織体系を作ろうとする運動は、再び一八九〇年以降、強力に始まつた。当時、多数の州において、弁護士業への資格付与は、地方的な裁判所のどれかを通して行われていたと考えられる。そして、裁判所は、実際上、最低の標準を用いて、管轄区域のための水準を設けた。主として開拓者の諸条件によ

る產物であるこの組織体系は、資格付与の仕組みを志願者にとつて近づき易い便宜なものにしようとの希望の前に、すべて他の考慮を犠牲にしたのである。他の組織体系が書物の中に生き残ったところでは、それらは實際上、朽ちはててしまい、事実、資格付与は地方的な事柄であり、そこで行われるかかる地方的な試験に合格できなかつた人々は、通常の場合、どこか他の場所で、満足のいきそうな地方的裁判所または委員会を見つけることができた。法律は普通、次のように定めていた。どこかで資格付与をうけた人は、彼の免許状にもとづいて、どこか他のところで資格付与を請求することができる、というのである。それはしばしば、いや應なしに、資格付与の標準を程度の低いものにした。ある州では、普通教育をうけたことを必要条件にすることを禁止していた。ときには、特定の個人に、特別法によって資格を付与することさえ行われ、まれには、重大な非行を理由に、特定の個人に関する裁判所による弁護士資格剥奪を取り消し、彼等の復職を命じたりもした。裁判所がこの種の立法的な權威の侵害に抵抗したのは、二十世紀に入ってからのことにすぎない。

一八三五年頃、特色のあるアメリカの裁判所機構が、すでに永久的な形をととのえていた。形成時代の諸問題は、イギ

リスの組織体系を、そこに達するには、ゆっくりで金のかかる旅行を必要とする、はるか遠く隔つたこの国の要求に適応させることにあつた。すべての人々の裏口の戸に、地方的裁判所——中央の、しかし、ときには逍遙学派に属する主要な裁判所による再調査をうける——によつて正義をもたらすことが是非とも必要であると考えられた。

十九世紀の田園的・農村的アメリカにおいて、組織体系はうまくはたらいた。だが、独立した地方的裁判所——当初から、商取引はお互いに本質的に平等であるとの前提の上に設立された一は、商取引が首都の中心部に集中する時期に、司法権が浪費されるという必然的な結果を伴つてきた。また、開拓者のアメリカで、強力な協同を拒絶するという伝統は、アルテムス・ワードのミリタリーカンペニー（ここでは、すべての人が将校であり、すべての他の人の上官である）の計画にもとづいて、指導者のない協同裁判所（headless collegiate tribunal）という体系を作つたけれども、ぎりぎりつまつた訴訟事件表による重荷のもとでは、役に立つべくもなかつた。ここにまた、一九〇〇年以来、一つの変化が着実に進行してゐた。あらゆる種類の行政裁判所が急速に発達していった。裁判所の組織体系を单一化し、全体としての体系と個々の裁

判所の双方に、責任を負うべき首席を設けることに向つて、ゆっくりではあるが、確実な前進がみられた。司法委員会を設立すること、裁判所に広範囲な規則制定権を付与すること、かつてわれわれが別個の上訴裁判所を設けたところでは、独立戦争後の形成時代にそつとあつたと全く同じ鋭い難問として、裁判所および司法行政の機構を作り上げた諸条件に応じて、上訴部に関する仕組を考えること、これらが二十世紀または十九世紀の最後の十年間の大部分の課題である。

法それ自体に眼を向けるとき、われわれは三つの時期をみるとることができよう。①南北戦争にいたるまでの創設的な時期、②南北戦争から十九世紀の終りにいたるまでの組織化の時期、そして③一九〇〇年以来の新らしい創造時代となるべく運命づけられている新生面の時期がそれである。

百年以前がその絶頂であった創設的な時期において、アメリカの裁判所は、イギリスの裁判所の同じような仕事を並行して、衡平法を发展させ、商事法を引き継がなければならなかつた。それに加えて、われわれの裁判所は、伝統的なイギリスの素材を、あらゆる点について、それらが新世界に適用できるかどうか、テストしなければならなかつた。これらすべてのこととが、一世紀の四分の三ほどの間に完全になされた

のであった。裁判所におけるこの仕事と並行して、手続法・刑法・相続法・離婚法・遺言検認および遺産管理法の立法的な改革が行われた。ニューヨークでは、これらは一八四七年に始まつた。今世紀における労働者災害補償法にいたるまで、われわれの古典時代の制定法と対比すれば、法の領域では、立法的な業績は何も行われなかつた。われわれの法の中では、この時期における建設的な裁判所による認定および立法的構成ほど、永続性のあることを立証するものはない。これのみが永久的なものである。

南北戦争以降、われわれは、創設的な法的活動というよりは、むしろ、組織化と体系化の時期にある。創設的活動における信念——これは十八世紀の信条の一つであり、それがヨーロッパではすでに終りを告げてしまつたのも、アメリカでは三十年以上にわたつて有力であった——は、十九世紀の最後の三分の一の、確立された農業的・商業社会の中に消え去つてしまつた。歴史法学派がケント、ストーリーおよび彼等の後継者の属する哲学的法律学にとって代わるようになつた。人々は、法が、ある固有の力を通じて、徐々にかつ自発的に成長することを期待するようになった。裁判所と法律家は、法制定の機関としての立法部を信用しなくなつてきた。この

時期の業績としては、細かな部分を理論的に発展させること、法のいくつかの部分に秩序と体系を整えることである。ロードス・スクールは、弁護士の訓練について、法律事務所にとって代わつた。学究的な教育方法が徒弟制度——植民時代以降イギリスで行われ、そしてわれわれの法の故郷で今まさに崩れつた——にとって代わつた。学校における法学的な活動は、分析的かつ歴史的なものとなり、書物の中では教義的な解説が行われ、報告された判決の内容を集出し、整理すると同然の結果となってきた。南北戦争以前の時代は、われわれの政治について、立法部が指導権を握つていた時代であるが、南北戦争から一九〇〇年にかけては、裁判所が指導権をもつ時期である。行政上の諸問題は、裁判上の問題に変つてきた。法廷で争うことは、公益事業を規制するのに充分に役立つであらうと期待されていた。衡平法上の納税者の訴訟は、公共の資金の消費を阻止するであらうと期待された。職務執行令状(mandamus)は、公務員をして彼等の義務を守らせるのに役立つであらうと期待された。

三十年ほどさかのぼり、二十世紀の初頭についてみれば、法が成長期にあるという徵候がはつきりしている。裁判所は、十九世紀の法の權威的な資料を、それらがなお適用可能であ

るかどらかについて再検討を加えており、このことは、百年以前の裁判所が十七、八世紀のイギリス法の資料を再検討したこと、ほとんど同じである。立法部は、些細な事柄を下手にいじくり廻わしたり、宣言的な法律を制定したりするより、もつと多くのことをなしつつある。ひとり商法に関する統一法だけでなく、それ以外のものも法を商取引の慣習と一致させるべく、流通性という考え方を創造的に利用した。社会立法——十九世紀の法が一般的に承認した理想を支えるものとは大変わがった観念にもとづく手続——は、重要なものとなってきた。創造的な行政は、法律の武器庫に新たな道具を加えた。法律書の著者は、再び古典時代の註釈書と並ぶ教科書を書きつゝあつた。ウイグヤアの *Treatise on the system of Evidence in trial at common law. The Law of contracts.* や ハベーの *Law governing Sales of Goods at common law and under the Uniform Sales Act.* ハーベーの *Treatise on the Conflict of law.* 等々など、ハント、ヘドーリー等およびグリーン・リーフが十九世紀の後半にしたと同様の著明な仕事を、二十世紀の前半に行つてゐる。法学教師は、専ら分析的で、専ら歴史的な方法に没頭している。法哲学が再び勢をもり返えしてきている。法律学を単なるその一つとして、

いくつかの社会科学を統合しようとの企てがなされつゝある。社会学的法学者は、その目的に向つて、法をより有効なものにしようと、計画を作成しつつある。現実主義者は、その目的をより良く達成するにはいかにすべきかを知るため、裁判過程に心理学を適用しつゝある。弁護士は、ここでもう一度、自分自身が責任ある統一体であることを意識しながら、その責任を果すことのできるような機構を探し求め、獲得しようとしている。すべての側面において、われわれのコモン・ロー——継受を特色づける努力が効果を収めているということが、強く信じられている。

表面的にみたところでは、今日における法秩序の中の多くの重要なものは、われわれに一息つかせるであろう。是認された理想が裁判過程で浮沈するとき、とくに法律上の標準の適用に当つてそうであるとき、明瞭さと正確さを失うことになる。過去から伝わつて現代まで発展した、独立独行と個人の判断という開拓者の習慣と対立する都会的・産業的・社会によつて要求される多数の規則は、法のために礼を失うものの一つであるようと思われる。田園的・農村的・社会のために工夫された地方的な犯罪予防および発見の機関が、都会的・産業的社会の中で、しかも、いろいろな発明に直面して、犯罪

が州境を越えた商取引となるのにさからってまで、はたらかなければならぬとき、組織的な犯罪が行われる新らしい機会が出現するため、無法性を増加させるような外觀を作り出すことになる。都會の真中で起る多数の訴訟を取り扱うのに、十九世紀の裁判所の組織体系および法手続では不適切であるという事実が、司法に対する広範囲な苦情と一般的な不満足を引き起すのである。行政機関が數を増し、行政裁判所によることが多くなり、われわれの政治の中で行政部に指導権を付与するということは、法の優位という基本的な教義に脅威を与えるように思われる。しかし、もつと批判的な見解に立ち、われわれは、このようなことは定期から創造的な時期に移るときに生じる普通の現象であると考えてよからう。

独立戦争以後の時期は、ジェイズの叛乱、ウイスキー反叛およびドアの叛乱によって特色づけられることを思い出してみよう。われわれの法の古典時代は、法とその執行に対する一般的な不満にその原因があつたことを思い出してみよう。われわれの歴史の中で、いかなるときよりも、法および法律家が一層のこと信用されず、一層のこと力強く非難されたとき、古典時代が栄えたのである。善良な法律家たちは、長い間、重大な疑問をいだいていた。ケントは、ルイジアナ購買

(Louisiana purchase)はわれわれの政府の創立者によつて企てられたものではなく、憲法の崩壊をきたす恐れがあると考えた。連邦主義者たる法律家は、権威に対する尊敬を欠くこと、伝統を心にとめないこと、革命的なフランスにふさわしい機構上の荒廃について、恐怖心が一杯であり、ジエファーソン・デモクラシーの宣伝をうけていた。ストーリーを連邦最高裁判所の裁判官として任命することは、法と権威を破滅させる懼れがあるとして、当時の社会の堅実な尊敬すべき人々によつて、憤りをもつてうけとられた。

事実、多くの点で、われわれは独立後の時期におけるよりも、法的成長の時代のために、より良く準備をととのえている。われわれは、一世紀の間、独立した法的経験をもつたが、それ以前は何の経験ももたなかつた。われわれは、この国にいたるところに、すぐれたロー・スクールと充分な法律図書館しつかりした充分な訓練をうけた教師とともに、高度に発達した法的教育の組織をもつてゐるが、それ以前には、ロー・スクールは単に法律事務所が拡張したものにすぎない。アメリカの法律書は、下級裁判官または警察官のための入門書にすぎず、図書館の数は少く、教師はすべての情熱を科学的な研究にささげ、法を詳しく解説することは、遠い将来の

事柄に属していた。われわれは現在、アメリカの判決の経験と、その上にきづかれるアメリカの立法に関する記録をもつており、適用しかつ新生面を開くための権威あるアメリカの資料をもつているが、それ以前、われわれは、十七世紀および十八世紀のイギリスの判例集、教科書および制定法を用いてできることをしなければならなかつた。われわれは、われわれを助けてくれる内容のきわめて豊富な法の科学(science of law)をもつている。そして、法の科学は、経済的・社会的・政治的な諸問題を処理するよう要求されるとき、その当時、もし存在しているとしても、まだ始まつたばかりにすぎない、高度に発達した社会科学によつて援助をうける。

裁判所は、古典時代に立派になした仕事をもはやなし得ないであろう、ということはたしかである。百年以前、連邦最高裁判所の面前には、同裁判所が最後に完全に判決録を作つた開廷期である一九三三年十月の開廷期と事実上同じ期間に、六十三件の事件があつた。七人の裁判官がいたから、裁判所の人手に応じて考えられる事件の割合は、一人に九件であつた。今日では、九人の裁判官が一〇二件の事件を調査しなければならず——一人に一一三件以上の割になる。一八三五年にニューヨークでは、全部で十人の裁判官がいた。大法官一

人、首席裁判官一人、控訴裁判所の二人の裁判官そして巡回裁判官六人（彼等はまた副大法官であつた）。今日では、同じ管轄区域に一三三人の裁判官がいるから、その数は十三倍になる。しかし、十人の裁判官は、報告書の示すかぎり、彼等の面前に呼上をまつてゐるのは唯の一二六件であつたが、一三三人の裁判官は、現在、彼等の面前に四四二件が判決録に記録されるのを待つており、同等の性質をもつ裁判所の仕事が三十五倍に増加してゐることになる。もし、われわれが、そこで創造的な裁判所の仕事が行われなければならなかつた控訴受理のみについてみれば、一八三五年に四人の裁判官と十六人の上院議員——上院議員は手助けとなつたかどうか疑わしい——が、彼等の面前に六二件の事件をもつておらず、大体において、一人に三件の割であつた。今日、ニューヨークにおいて、平均して三十五人の裁判官が、彼等の面前に、三七〇二件の事件をもつてゐる。一人について一〇〇件以上になる。同じような話は、ほとんどいたるところで、われわれの控訴裁判所について耳にできる。

明らかに、裁判所が他の何の助けもあらずに、二十世紀の要求に対しても十九世紀の資料を適応させ、それによつて、法が純粹に裁判所で発展するに充分である旨を立証するような

ことは、ありそうにもない。多分、裁判所は、ほかで作り出され公式化されたことに、権威的な形式を与えることができることにすぎないであろう。なぜならば、ただ単に、今日の裁判官が、早急かつ最少の考慮を用いて仕事をすべく強いられているからのみではない。裁判所にやつてくる大量の事件をすべて審理するため、弁護士に許される時間は、きわめて短縮されなければならない。一世紀以前は、すべての詳細な事情が完全に口頭弁論を通じて明らかになるまで、弁護士は審理をうけることができたけれども、今日では、この国の最高裁判所は、それぞれの側の弁護士のなす弁護の時間を一時間半に制限しており、数州の裁判所は、わづか半時間しか許していない。

われわれの弁護士は、純粹に歴史的な方法——十九世紀の後半にほとんど排他的に支配した——を放棄するけれども、すでに社会的・政治的な信条の一部となっている努力の結果は、法的な信条となっているため、法学教師および法律書の著者は、より一層のこと、われわれの心頼みとするところでなければならぬ。すでに彼は、法のリストメントにおいて仕事の衝に当っているが、法のリストメントは、私の考えるところでは、ブラックストンおよびケントが、十七、

八世紀のイギリス法を、われわれの形成時代の裁判官によってアメリカのコモン・ローに仕立て上げるため、形式を整えたように、十九世紀の法を新しいスタートの基礎とすべく形に現わすことである。しかし、われわれは彼により多くの期待をよせてよいであろう。なぜならば、今日、法学教師たちは、コモン・ロー裁判官の強みであった永続と独立という条件の中で仕事をしているからである。彼は、現代の法学的意覚では、たとえ適切であっても、不可能にちがいないような歴史的・批判的・分析的な仕事をなすであろう。さらに重要なことは、裁判所は、それぞれを切れ切れに観察しなければならないのに対し、彼は、法・法の各部門および法の諸問題を全体として取り扱うであろう。法の諸問題は、もはや地方的なものではなくなってしまった。われわれは、余りにも経済的に統合されているため、問題が取り扱われるとき、裁判管轄権とか、犯罪地によつて制限をうけることはない。法の問題は、今日では、商取引に関する問題と同様である。創造的な仕事は、当事者裁判管轄権、犯罪地に関する制約をうけながら、行うことはできない。いかに少くとも、法を再形成するという仕事は、折々の立法委員会とか、司法委員会の断続的かつ性急なはたらきに

委ねられるべきではなからう。手続に関する事柄のような場合、過去十年間に廣く設けられた司法委員会は、充分な仕事をするであらう。しかし、司法省(ministry of justice)——その領土のため、全体としての法秩序を維持する機能を引き受け、平和の問題（普通、政府によつて戦争を準備するために行われる）について、断続的な科学的研究を行う一は、英語を話す世界では、はるか遠くに離れているようと思われる。われわれは、ロー・スクールにおいてこそ、有効な調査のために必要な不動産保有条件(tenure)を遂行し、仕事の条件を見出し、研究を継続し、問題を全体として処理する機会をもち、広い分野を観察する可能性があり、政治から独立し、そして訓練、能力、科学的な態度を保証されるのである。

しかし、裁判官、法律家、法学教師、裁判所、弁護士およびロー・スクールは、手をたずさえて仕事をしなければならない。なぜならば、事実、彼等はすべての活動の歩みにおいて、意識して協力する時代の中で仕事をしようとしているからである。アメリカ法律協会(American Law Institute)は、法の発展を仲介する中で、相互の理解を促進し、あたるべき三十年間のために、リストメントを有効に利用する土台を設けると、いう業績を少しも上げていない。

法制度の歴史についてよく知られている権威者の觀察によれば、北ヨーロッパの人々に特有の政治形体——われわれの法制度はこれを起源としている——は、彼のいわゆる小都市主義(Kleinstadtstumus)または人のいうメインストリート主義であった。それどころか、十九世紀において、われわれがそれを用いてあらゆる事柄を判断するように持ち込まれた尺度は、小隣人社会または小密集状態に適応するものであった。アメリカの当面する問題として、歴史というのは、マケドニアの勃興と悲劇的な終りを告げるアレキサンダー大王の帝国の創設に対して、古代ギリシャの都市国家の時代を意味した。それは、政治的な自由と両立しない巨大さに伴つて衰微し、瓦解する前兆としてのローマ帝国の創設に対し、巨大になりつつある小さいイタリアの田舎町に属するローマ共和国を意味した。それは、宗教改革後の西ヨーロッパにおけるナショナリズム勃興の時代、イギリス共和国、一六八八年の革命、イギリスにおけるウイッグ党優勢の時代、そしてアメリカにおける自給自足の共和国の時代を意味した。これらは、人が指摘するとおり、物事が小規模であった時代、相対的に小さい自給自足できる地方で當まれる潜在的な意味を有する活動の時代、世界的な関係において仕事が成就される時代——組織さ

れた人々、または組織された人類によってなされるのではなく、小さな国々のいたるところにいる個々の人間によつてなされる時代一である。

法に関するわれわれの伝統的な尺度は、この小都市主義である。われわれは、すでに大きくなつたが、われわれ自身を小さいものとして描きたい。われわれは、経済的に統合されたが、われわれ自身を経済的に自給自足する小さい近隣町の集積と考えたい。われわれは、そのために、小都市、小都市の住民、そしてわれわれの形成時代における小都市の生活を尺度として、大きな都市社会の中で司法(administration of justice)がそれにもとづいて行われなければならない雑多な人間の要求を判断し、価値づけてみよう。巨大さを恐れないようしよう。好むと好まざるとにかかわらず、われわれは、あらゆる方面で重要な事態をかかえた國の中に住んでいる。一八六〇年には八千人の住民をもつ都市に住んでいたのは、十六人の中の一人のみであった。今や、六人の中の一人は、百万人を越す住民をもつ都市に住んでいる。かかる事態は、尺度を変えることを要求し、かかる尺度を発見し、それを適用することは、しばらくの間、法および政治を混乱させる」とになる。これはあたかも、われわれが植民社会から国家的

な政治制度へと移り變りつつ、別の尺度が發見されたとき、独立戦争以降の世代の法と政治を混亂させたのと同様である。たとえ、過去一、三年の間に都市の人口がいくらか減少したとしても、それはたしかに、過去における同様の下降の中にみられた、一時的な下降現象にすぎない。都市の発展は、外部的な生活条件および物理的な自然力をさらに征服するのと相まって、さらに一層、歩を進め、それとともに、さらに多くの法律と法を要求するようになると思われる。百年前の法律家は、法を新世界に適用する問題としてとりくんでいたが、われわれは、法を、国がきわめて巨大になるにつれて予見できない諸問題に、あらゆる手段を用いて適用するように努力しなければならない。

これらの諸問題は、勇気と知恵と啓発を用いるならば解決できることを、われわれのロー・スクールに了解させよう。その結果、この学校が創立された時代と同様に、法史の中で輝かしい創造の時代がやってくるであらう。